

## 社会福祉法人総社市社会福祉協議会総社市ボランティアセンター設置規程

### (目的)

第1条 この規程は、住民の福祉意識の高揚とボランティア活動の振興を図り、もって地域福祉・在宅福祉の向上に資することを目的として、社会福祉法人総社市社会福祉協議会総社市ボランティアセンター(以下「ボランティアセンター」という。)の設置に関する事項を定める。

### (設置主体)

第2条 ボランティアセンターの設置主体は、社会福祉法人総社市社会福祉協議会(以下「本会」という。)とする。

### (事業)

第3条 前条の目的を達成するため、ボランティアセンターは次の事業を実施する。

- (1) ボランティア活動に関する研修の実施
- (2) ボランティア活動に関する調査研究・情報提供
- (3) ボランティア活動に関する相談・援助
- (4) ボランティア活動に関する受給調整
- (5) ボランティア保険等の加入促進
- (6) ボランティア活動資金の斡旋
- (7) その他、目的達成に必要な事業

### (運営委員会)

第4条 本会は、運営の適正を期するため、ボランティアセンターに運営委員会を設置する。

- 2 運営委員の定数は20名以内とし、ボランティアグループ、地区社会福祉協議会の代表、社会福祉施設、関係団体及び学識経験者等の中から会長が委嘱する。
- 3 運営委員会は、委員の互選によって委員長1名、副委員長2名を置く。
- 4 運営委員の任期は、2年とする。

### (登録)

第5条 ボランティアセンターに登録しようとする者は、別紙の登録申込書を会長に提出するものとする。

- 2 登録については、原則として以下の各項に該当するものとする。
  - (1) 主に福祉分野に視点をおき、自発的な意志に基づき他人や社会に貢献する無償のボランティア活動
  - (2) 総社市内での活動
  - (3) 公共性を欠き、特定の者の利益に関わるものは登録を受けてはならない

### (事務局)

第6条 ボランティアセンターの事務局は、本会事務局に置く。

- 2 事務局にボランティアコーディネーターを設置するものとする。

### (運営細則)

第7条 この規程に定めるもののほか、その他必要な事項は会長が別に定める。

### 附 則

- 1 この規程は，平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の変更は，平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

社会福祉法人総社市社会福祉協議会総社市ボランティアセンター登録申込書

年 月 日

社会福祉法人 総社市社会福祉協議会  
会 長 様

社会福祉法人総社市社会福祉協議会 総社市ボランティアセンター設置規程第5条第1項の規定により、下記のとおり申し込みます。

氏 名		生年月日	年 月 日 生
住 所		連 絡 先	
団 体 名			
活 動 内 容			
備 考			